
厚生労働省
令和元年度障害者総合福祉推進事業

重度障害者の在宅就業に関する調査研究

報 告 書

目次

第1章 調査事業の概要.....	1
1. 調査事業の背景・目的	1
1－1. 調査事業の背景	1
1－2. 調査事業の目的.....	2
2. 事業実施内容.....	3
2－1. アンケート調査	3
2－2. タイムスタディ調査	3
2－3. 検討委員会の設置・運営	4
3. 調査における倫理面への配慮.....	5
第2章 重度訪問介護事業者に対するアンケート調査	6
1. 調査概要.....	6
1－1. 調査目的	6
1－2. 調査方法と調査対象の選定	6
1－3. 調査内容	7
1－4. 回収結果	8
2. 主な調査結果.....	9
2－1. 重度訪問介護利用者数.....	9
2－2. 重度訪問介護利用者の障害支援区分及び類型.....	11
2－3. 就労率.....	13
2－4. 就労者の障害支援区分、類型・就労形態・障害状況	15
2－5. 就労希望率	18
2－6. 就労時に必要な支援	19
3. 調査結果のまとめ	22
第3章 就労している重度訪問介護利用者に対する質的調査	24
1. 調査概要.....	24
1－1. 目的	24
1－2. 調査方法と調査対象の選定	24
2. 主な調査結果.....	25
3. 調査結果のまとめ	41
4. 検討委員からのコメント	43
参考資料.....	52

第 1 章 調査事業の概要

1. 調査事業の背景・目的

1-1. 調査事業の背景

平成 30 年地方分権改革に関する提案募集において、さいたま市より「常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすること」を求める重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和に関する提案があった。これに対し、川崎市、京都市、宮崎市が追加共同提案を行った。

実際に提案を行ったさいたま市では、提案当時、市内の重度訪問介護利用者 75 名のうち、就労中に介助なしで在宅就労している者が 2 名、介助なしで働くことが難しいため、内定が決まった会社を休職中の者が 1 名おり、いずれも就労中の重度訪問介護の利用を希望している状況であり、提案に際して下記の事例が挙げられた。

- ・ 全身の筋力が低下する難病（先天性筋繊維型不均等症）により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9 時～16 時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。
- ・ 重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間（12 時～13 時）中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間（9 時～12 時、13 時～16 時）は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。
- ・ 就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。

このさいたま市からの提案に対して、「常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方」について検討を行い、2021（平成 33）年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るという閣議決定がなされた。

近年の ICT の飛躍的な進化は、重度障害者の就労機会の創出に大きな可能性を広げた。平成 29 年度障害者白書においても ICT を活用した障害者の在宅雇用の事例が紹介され、下記

のような記載がある。

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「テレワークによる在宅雇用の推進など ICT を活用した雇用支援等」が盛り込まれたとおり、障害者が希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境整備を図るための選択肢として、ICT を活用した柔軟な働き方であるテレワークによる障害者の在宅雇用が注目されている。

通勤が困難な障害者にとっても、パソコンやインターネット等を活用して在宅で勤務するという機会が増えてきており、このような就労形態は、障害者の能力に応じた働き方の可能性を広げ、就労機会の拡大をもたらすものである。

しかし、企業の利益に直結する就業中に、公的な財源を活用する介助サービスを利用することは適当ではなく、利益を受ける企業が費用を負担すべきという議論や、就業中の介助サービス利用補助は、障害者差別解消法の定める合理的配慮の範疇に該当するという議論もある。この点については、介助サービスを利用する費用負担が過重な負担に該当するという意見もあり、障害者を雇用する事業主が職場介助者を配置等した場合に費用の一部を助成する制度である障害者介助等助成金制度の利用実績も少ない。

こういった背景より、在宅就業中の重度障害者への支援の在り方を検討する際の基礎資料となる実態把握が必要となった。

※ 報告書の中で、「就労」「就業」は、雇用されて働いている他、請負を含む事業主として働いている場合を含む。

1－2． 調査事業の目的

本事業では、前述の背景を踏まえた上で、重度訪問介護事業者への量的調査を行い、重度訪問介護利用者の就労に関する実態の把握を行うとともに、重度訪問介護を利用している方で実際に就労している方の質的調査を行い、「常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方」について検討するための基礎資料となる情報収集を行い、在宅就業中の重度障害者への支援の在り方を検討する際の基礎資料となる実態把握を行うことを目的とする。

2. 事業実施内容

本事業では、重度訪問介護利用者の就労実態の把握を目的として、以下の事業を行った。

2-1. アンケート調査

重度訪問介護利用者の就労実態の調査を行うことを目的として重度訪問介護事業者を対象にアンケート調査（郵送発送・郵送回収）を実施した。

対象・・・重度訪問介護事業者

目的・・・1) 重度訪問介護サービスを利用し、就労している利用者の実態把握

2) 重度訪問介護サービスを利用し、就労を希望している利用者の実態把握

3) 就労時に必要な支援内容の把握

4) タイムスタディへの協力事業者の抽出

2-2. タイムスタディ調査

重度訪問介護利用者の就労の実態を把握し、就労中に必要な支援項目の抽出を行うことを目的として個別の質的調査を実施した。

対象・・・就労している重度訪問介護サービス利用者

目的・・・1) 実態の把握

2) 就労中に必要な支援項目の抽出

・タイムスタディを手法として採用する理由

アンケートやヒアリングによる調査のみでは、「●●は●●であるべき」「●●は●●のはずだ」などの調査者や調査対象者主観や思い込みによるバイアスが入ってしまうリスクが生じる。タイムスタディでは、調査対象者の自発的な行動を観察することにより、調査者や調査対象者自身も意識していなかった課題や問いを見つけることができる。在宅就労の現場を記録、観察、インタビューなど様々な手段を通して、新たな視点を得ることは、実態把握に有効であると考慮し、当事者に対する調査ではタイムスタディを採用した。

2-3. 検討委員会の設置・運営

2-3-1. 検討委員会概要

本事業では、実施方法やアンケートの項目の検討、ヒアリングやタイムスタディなどの重点的な調査を行う対象についての精査や、得られた調査結果の分析を行うことを目的として検討委員会を設置した。幅広い層の会社と関わりがあり知見を有する学識者、自治体、重度訪問介護事業者、支援団体から検討委員として参画いただいた。

2-3-2. 検討委員会メンバー

伊藤 佳世子	社会福祉法人りべるたす 相談支援センターこすもす 管理者
小川 正洋	柏市役所 保健福祉部 次長兼障害福祉課 課長
小池 斉	我孫子市 健康福祉部健康福祉支援課 課長
◎曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科(専門職大学院) 准教授
高橋 秀子	新宿区社会福祉協議会 地域福祉部会委員
平田 貞代	芝浦工業大学大学院 工学マネジメント研究科 准教授
堀込 真理子	社会福祉法人東京コロニー IT 事業本部 職能開発室 所長

(五十音順・敬称略 ◎は委員長)

2-3-3. 検討委員会庶務

検討委員会の庶務は、一般社団法人コ・イノベーション研究所にて実施した。

2-3-4. 検討委員会の開催状況

検討委員会の開催状況は以下のとおりである。

検討委員会	実施日時	議題
第一回	2019年8月30日(金) 9時30分~11時30分	・事業実施計画 ・アンケート調査
第二回	2019年12月11日(水) 10時~12時	・ヒアリング調査
第三回	2020年3月5日(木) 13時~15時	・アンケート調査 ・ヒアリング調査
第四回	2020年3月26日(木) 13時~15時	・ヒアリング調査 ・報告書

3. 調査における倫理面への配慮

本調査研究における倫理面への配慮として、一般社団法人コ・イノベーション研究所の定める「倫理綱領」及び「倫理綱領にもとづく研究指針」に基づいて研究調査事業を計画、実施した。

3. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、一般社団法人コ・イノベーション研究所のホームページにおいて公開する。

(<http://www.coil.or.jp>)

第2章 重度訪問介護事業者に対するアンケート調査

重度訪問介護利用者の就労に関する実態の調査を行うことを目的として重度訪問介護事業者を対象にアンケート調査を行った。

1. 調査概要

1-1. 調査目的

重度訪問介護利用者の就労実態については、さいたま市等が実施した特定の地域における調査の実績はあるが、これまでに全国的な調査は行われていない。本事業では、重度訪問介護利用者の就労実態の把握を目的として重度訪問介護サービスを提供する事業者に対してアンケート調査を行った。

1-2. 調査方法と調査対象の選定

1-2-1. 調査方法

アンケート調査では、『「重度訪問介護利用者の就労に関する調査」調査票』及び『重度訪問介護利用者の就労に関する調査 事業所記入要領』を作成した。紙面調査票の郵送発送・郵送回収とした。ただし、希望のあった事業所については Email による電子調査票の配布・回収を行った。

1-2-2. 調査対象の選定

本事業では、重度訪問介護利用者の就労実態の把握を目的としているが、調査票の送付先となる重度訪問介護利用者の個人情報の入手が困難であったため、重度訪問介護事業者を対象として選定した。

重度訪問介護サービスの登録事業者であっても、実際に重度訪問介護サービスを提供していないケースも多くあることが想定されたため、本アンケート調査では、2019年5月に重度訪問介護の請求があった7,320の事業者を対象とした。厚生労働省からの情報提供により、該当する事業者のリストを作成した。

調査対象を重度訪問介護事業者とすることにより、下記2つの懸念点が検討委員会にて指摘されたが、利用者への直接の調査票送付が難しいことから、事業者を対象として調査を実施した。

懸念点① 重度訪問介護利用者数について

重度訪問介護サービスの提供を複数の事業者から受けている場合、回答が重複してしまうことが懸念された。例えばある重度訪問介護利用者が3事業所からサービスの提供を受けていた場合、1名の利用者に対して全ての事業者が回答した場合、1名の利用者に対して3名分の回答がなされてしまう。そのため、調査票では最も多く重度訪問介護サービスを利用している「主たる事業所」のみが回答をすることとした。

但し、本アンケート調査の調査票においては、回収率を高めるため、「事業者が把握している範囲で回答」を行うことを記載している。主たる事業所であることを確認するためには、特定の利用者に対してサービスを提供している全ての事業所のサービス提供時間を確認する必要がある、その判断を各事業者が行うことは難しい場合も想定されるため、回答については重複することが懸念される。

但し、回答が重複した場合においても、就労者及び就労希望者の重度訪問介護利用者数に対する比率には影響がないと考えられることから、本調査の結果については比率を有効回答とし、実数については参考値とすることとした。

懸念点② 障害支援区分・障害状況について

本調査では、「事業所の把握している範囲で回答がなされる」ため、重度訪問介護事業者が重度障害者等包括支援の対象となる三類型及び障害状況を把握できていない場合には、正しい実態の把握ができないのではないかとということが検討委員会で指摘された。そのため、調査票及び記入要領に重度障害者等包括支援の対象となる三類型に関する解説を追記した。

1-2-3. 調査実施期間

本アンケート調査の紙面調査票は、2019年10月15日より暫時発送を行い、2019年11月7日を期日に郵送回収を行った。

1-3. 調査内容

本アンケート調査の主な調査内容は以下のとおりである。

- ① 重度訪問介護利用者数（主たる事業所のみ）
- ② 障害支援区分及び重度障害者等包括支援の対象となる三類型（類型は障害支援区分6のみ回答）
- ③ 就労者の有無・人数

-
- ④ 就労者に関する情報（障害支援区分・三類型・就労形態・障害状況）
 - ⑤ 就労希望者の有無・人数
 - ⑥ 就労時に必要な支援について
 - ⑦ 質的調査への協力の可否について

1－4．回収結果

2019 年 11 月 12 日時点で 2,898 件を回収した。ここまでの調査票を速報値として集計した。本報告書においては、2019 年 12 月 27 日までに回収した 3,039 件を対象とする。

1－4－1．有効回答率について

7,320 件の調査票を発送し、3,032 件の有効回答を得たため、本調査の有効回答率は 41.4% である。

2. 主な調査結果

2-1. 重度訪問介護利用者数

調査票 問1（重度訪問介護利用者数）

設問 貴事業所の重度訪問介護の利用者数をお答えください。

注釈 複数の事業所から重度訪問介護のサービスを受けている利用者については、主たる事業所において利用者数に含めて記入してください。（従たる事業所は当該利用者を上記利用者数にカウントしないでください。）

回答

①有効回答数 3,032 件

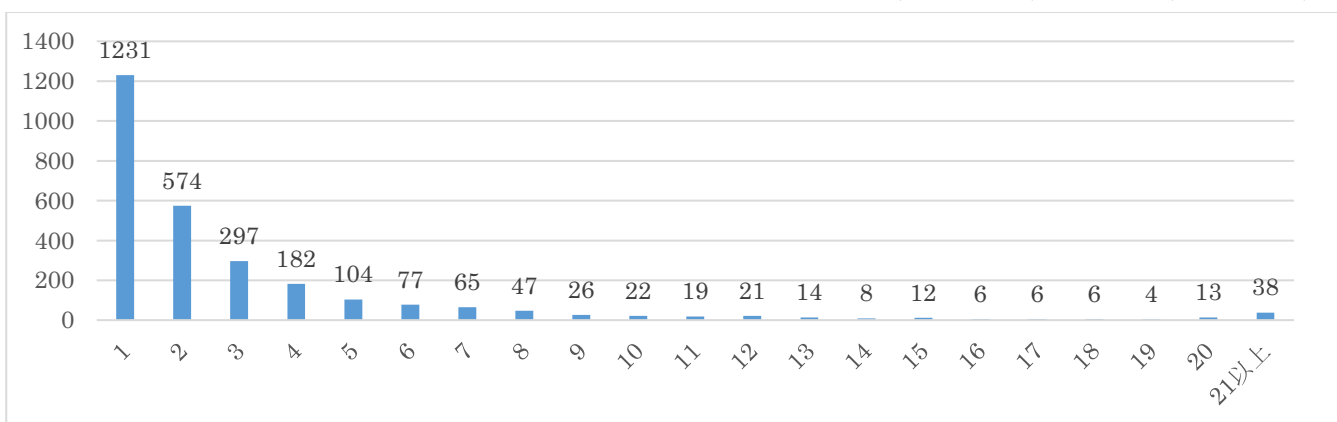
②重度訪問介護利用者数が1名以上と回答した事業所数 2,772 事業所

③重度訪問介護利用者合計数 9,052 人（上記の②で入力された数字を合計したもの）

以下、1名以上と回答した重度訪問介護事業所における利用者数との関係をグラフにまとめる。

重度訪問介護事業所と利用者数

縦軸（事業所数）、横軸（利用者数）



厚生労働省が発表した重度訪問介護利用者数（平成31年2月国保連データ）は11,084名となっている。本アンケート調査での有効回答率は41.4%であったが、利用者数の合計は9,052名であり、これは、全重度訪問介護利用者を11,084名と仮定した場合、全体の81.6%に該当し、有効回答率と大きな差が生じた。

この差が生じた要因は必ずしも明らかではないが、調査設計上、複数の事業所から重度訪問介護のサービスを受けている利用者については、主たる事業所において回答するよう整理して調査を実施したが、従たる事業所からも回答があったことから利用者数が過大となってしまったのではないかと意見が検討委員会委員よりあった。ただ、いずれにしても、就労率や就労希望率などの比率でみれば、当該比率の分数の分母の人数も分子の人数もともに影

響を受けるため、比率の高低に関して、本調査において指摘されている要素が、大きなバイアスを与えているとは考えにくい。

2-1-2. 問2以降の有効回答数について

問1で0名と回答した場合は問2以降に回答する必要がないため、問2、問3及び問5の有効回答数は問1で回答数が1以上であった2,772件とした。

2-2. 重度訪問介護利用者の障害支援区分及び類型

調査票 問2（重度訪問介護利用者の障害支援区分及び類型）

設問 利用者の障害支援区分についてお答え下さい。あわせて、障害支援区分6の利用者については下記三類型についてもお答えください。

注釈 I 類型：四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遷延性意識障害等）

II 類型：最重度知的障害者（重症心身障害者）III 類型：障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（強度行動障害のある者）

2-2-1. 障害支援区分

有効回答数は問1で1名以上と回答した2,772件（合計人数9,052人）とした。区分4～6の回答数の合計が、問1より少なかった場合は、その差分を不詳として処理した。（例 問1の回答が5名、問2の区分4～6の合計が4名の場合は、差分の1名は不詳として処理）

各障害支援区分の人数の内訳は以下の通りであった。

重度訪問介護利用者の障害支援区分

	有効回答数	障害支援区分	合計人数	比率
区分	2,772 件 (9,052 人)	4	382 人	4.2%
		5	1,019 人	11.2%
		6	7,373 人	81.5%
		不詳	278 人	3.1%

2-2-2. 三類型

有効回答数は問2で障害支援区分6と回答した7,373人とした。障害支援区分6の場合でも、どの類型にも該当しない場合もあるが、本アンケート調査では、障害支援区分6の中で各類型に該当する人数のみを回答する形式であった。そのため、類型に回答がない場合は、「不詳（事業者で三類型を把握していない）」又は「三類型に該当なし（8.5%加算対象者）」に該当する。

重度訪問介護利用者の三類型

	有効回答数	回答	合計人数	比率
類型	7,373 人	I	2,833 人	38.4%
		II	1,636 人	22.2%
		III	976 人	13.2%
		三類型に該当 なし/不詳	1,928 人	26.1%

2-2-3. 比率の有効性

厚生労働省が発表した重度訪問介護利用者に関するデータ（平成 31 年 2 月国保連データ）では平成 31 年 2 月の重度訪問介護利用者の障害支援区分の内訳は下記の通りとなっている。

障害支援区分別重度訪問介護利用者数

障害支援区分	区分 4	区分 5	区分 6	不詳
人数	385 人	1,440 人	9,254 人	5 人
比率	3.5 %	13.0 %	83.5 %	0.05 %

この重度訪問介護利用者全体の障害支援区分の比率を本アンケート調査において得られた結果と比較したところ、類似性が見られた。

重度訪問介護利用者の障害支援区分比率

障害支援区分	本調査	平成 31 年 2 月
4	4.2%	3.5%
5	11.2%	13.0%
6	81.5%	83.5%
不詳	3.1%	0.05%

本アンケート調査での有効回答率は 41.4%であったが、利用者数の合計は 9,052 名であり、これは、全重度訪問介護利用者を 11,084 名とした場合、全体の 81.6%に該当し、有効回答率と大きな差が生じた。しかし、今回の調査が全国にある重度訪問介護事業者を対象としたものであり、全国から回答があったこと、また障害支援区分の比率において実態との類似性が認められたことから、就労率や就労希望率などの比率でみれば、当該比率の分数の分

母の人数も分子の人数もともに影響を受けるため、比率の高低に関しては、有効回答率に対して本調査の利用者数が過大となっていることが、大きなバイアスを与えているとは考えにくい。

2-3. 就労率

調査票 問3（重度訪問介護利用者の就労状況）

設問 現在、重度訪問介護利用者で就労している方はいますか。当てはまる方に○をつけて下さい。また就労している方がいる場合は、人数をお答え下さい。

注釈 「就労している」とは、

①通勤又は在宅により企業等で雇用されて働いている（ただし、就労継続支援A型事業所で雇用されている場合は除く。）

②自営や請負等により何らかの収入を得て働いている
いずれかの場合を指します。

回答

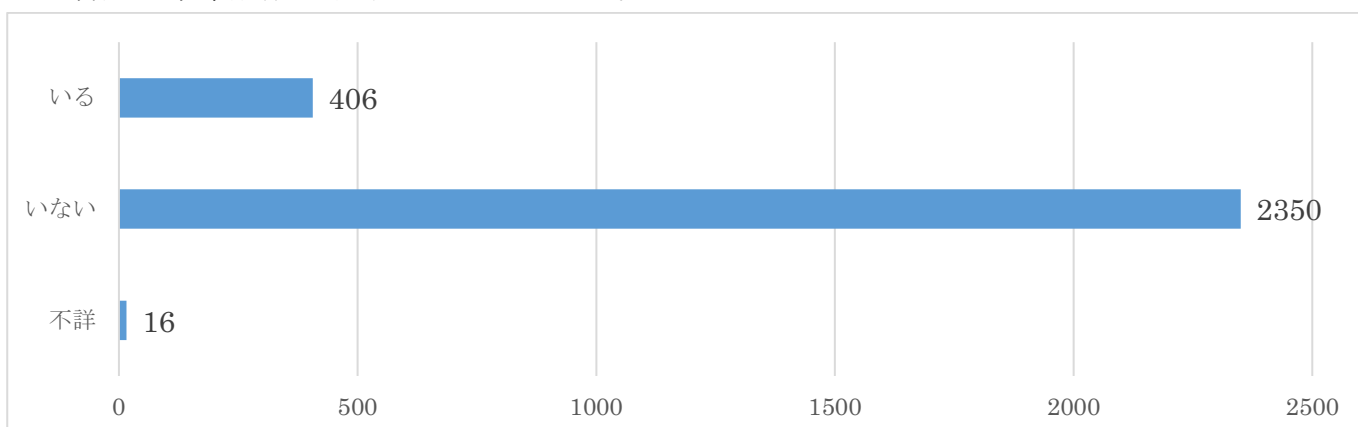
①有効回答数 2,772 件

有効回答数は問1で1名以上と回答した2,772件（合計人数9,052人）とした。問1の回答数が1以上で問3に回答がない場合、問3について「不詳」として処理した。

②就労の有無について

406事業所が「いる」と回答した。

回答別の事業所数は以下の通りであった。



③就労者数 603 名

「いる」と回答したもののうち、就労人数の記載があったものを合計した数を就労者数として集計したところ、就労者数は603名であった。

④就労率

重度訪問介護利用者 9,052 名のうち、就労者数が 603 名であったため、就労率は 6.7%であった。

令和元年 12 月に厚生労働省社会保障審議会障害者部会において公表された速報値である 6.0%と差異が生じた理由は、速報値時点で回収されていた有効回答の精査や、速報値公表後の有効回答の増加によるものである。

2-4. 就労者の障害支援区分、類型・就労形態・障害状況

調査票 問4（就労者の障害支援区分、類型・就労形態・障害状況）

設問 就労している方の状況について、就労している方ごとに「障害支援区分」「三類型」、「就労の形態」、「障害状況」について、お答えください。障害状況については、当てはまる障害の状況すべてに○をつけてください。

注釈 ・複数の事業所で重度訪問介護を利用している方については、主たる事業所が記入をしてください。

- ・三類型については、障害支援区分6の方のみ記入をしてください。
- ・就労の形態については、①・②の両方の形態で働いている方は、両方の該当するアルファベットに○をつけてください。
- ・障害状況について、重複障害がある方はそれぞれの欄に○をつけてください。
- ・事業所で把握していない場合は、可能な範囲で記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、コピーや手書き等で追記してください。

回答例

就労している利用者	障害支援区分	三類型	就労の形態		障害状況										
			①企業等で雇用されて働いている	②自営や請負等で働いている	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由（上肢）	肢体不自由（下肢）	脳病変運動機能障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病等
記入例	a 4 b 5 c 6	a I類型 b II類型 c III類型	a 通勤して企業等で働いている b 在宅で働いている	a 自宅外で働いている b 在宅で働いている					○	○					
週1日は通勤、週3日は在宅で働いている方（障害支援区分6、I類型の方）の記入例															

回答

①有効回答数 538 件

問3で「いる」と回答した場合のみ問4の回答を有効とした。

問3で「いる」と回答した場合にも問4の個票に回答がない場合があったため、有効回答数は538件であった。就労者602名に対して538名分の個票が回収されたため、全体の就労者数に対する個票の有効回答率は89.2%であった。

②就労者の障害支援区分について

障害支援区分に回答がない場合は、「不詳」として処理した。就労者の障害支援区分の比率は以下の通りであった。

就労者の障害支援区分

有効回答数	障害支援区分	合計人数	比率
538	4	29 人	5.3%
	5	79 人	14.6%
	6	412 人	76.5%
	不詳	18 人	3.3%

この就労者の障害支援区分を、2-2-1 で集計した利用者全体の障害支援区分と比較したところ、支援の必要性の低い重度訪問介護利用者の就労率が高いというようなことはなく、傾向として類似性が見られた。これは、支援の必要性の高い、低いに関わらず、重度訪問介護利用者が就労していることを示しているといえる。

障害支援区分の比較

障害支援区分	利用者全体の比率	就労者の比率
4	4.2%	5.3%
5	11.2%	14.6%
6	81.5%	76.5%
不詳	3.1%	3.3%

③就労者の三類型について

障害支援区分 6 と回答した 412 件の個票を有効回答とした。類型に回答がない場合は、「三類型に該当なし」又は「不詳」として処理した。

就労者の三類型

有効回答数	障害支援区分	合計人数	比率
412	I	170 人	41.2%
	II	57 人	13.8%
	III	68 人	16.5%
	三類型に該当なし/不詳	117 人	28.4%

④就労者の就労形態について

回答がない場合は、「不詳」として処理した。就労者の就労形態は以下の通りであった。通勤及び自宅外で就労しているものの合計は 380 人、在宅で就労しているものは 212 人であった。通勤等自宅外での就労の割合は高いが、ICT 等の活用により、在宅就労が多くの重度訪問介護利用者が就労形態の有効な選択肢となっていることが示されている。

就労者の就労形態（全体）

	就労形態			
	企業等で雇用		自営・請負等	
	通勤	在宅	自宅外	在宅
合計人数	286 人	97 人	94 人	115 人
比率	53.2%	18.0%	17.5%	21.4%

⑤就労者の障害状況について（複数回答あり）

回答がない場合は、「不詳」として処理した。

就労者の障害状況

有効回答数	回答	合計人数	比率
538	肢体不自由（下肢）	471 人	87.5%
	肢体不自由（上肢）	416 人	77.3%
	難病等	96 人	17.8%
	音声・言語機能障害	65 人	12.1%
	脳病変運動機能障害	43 人	8.0%
	そしゃく機能障害	33 人	6.1%
	知的障害	22 人	4.1%
	内部障害	9 人	1.7%
	精神障害	9 人	1.7%
	視覚障害	7 人	1.3%
	聴覚・平衡機能障害	7 人	1.3%
	不詳	20 人	3.7%

2-5. 就労希望率

調査票 問5（重度訪問介護利用者の就労希望の状況）

設問 現在、重度訪問介護利用者で就労していない方のうち、通勤又は就労時間中に身体介護等の支援が得られれば就労したいと考えている方がいますか。（把握されている範囲で結構です。）

回答

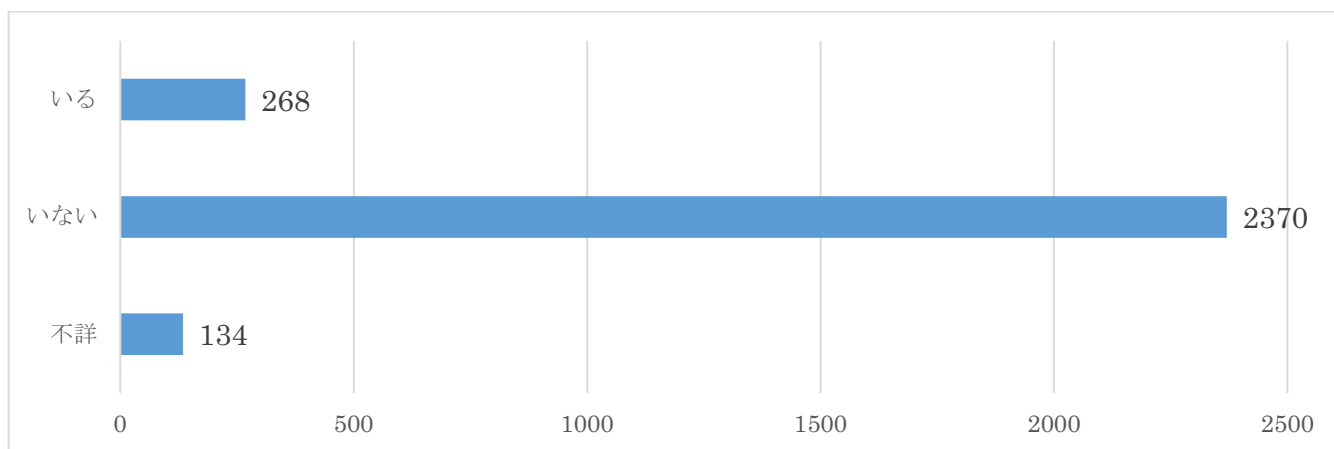
①有効回答数 2,772 件

有効回答数は問1で1名以上と回答した2,772件（合計人数9,052人）とした。問1の回答数が1以上で問5に回答がない場合は「不詳」として処理した

②就労希望者について

268事業所が「いる」と回答した。

回答別の事業所数は以下の通りであった。



③就労希望者の合計数 495 名

「いる」と回答した調査票に記載があった就労希望者の人数を合計した数を就労希望者数として集計したところ、就労者希望者数は495名となった。

④就労希望率について

9,052名のうち、就労希望者が495名であったため、就労希望率は5.5%であった。

2-6. 就労時に必要な支援

調査票 問6（就労時に必要な支援）

設問 問5で「いる」と回答した事業所にお伺いします。その方が就労したと仮定した場合、どのような場面で支援が必要になると考えられますか。当てはまるものに○をつけて下さい。（複数回答可。把握されている範囲で結構です。

「m その他」を選択された場合は、空欄に支援が必要な具体的な場面等を記載して下さい。

回答

①有効回答数について

有効回答数は問5で「いる」と回答した268件とした。問5で「いる」と回答し、問6への回答がない場合には、「不詳」として処理した。

②就労中に必要な支援について

就労中に必要な支援の回答数は以下の通りであった。

就労中に必要な支援

項目	回答数	比率
通勤中の移動	228	85.1%
トイレの利用	215	80.2%
食事	202	75.4%
仕事に必要な機器の使用(*1)	189	70.5%
姿勢の調整	178	66.4%
給水	178	66.5%
職場内の移動	175	65.3%
執務環境整備(*2)	164	61.2%
就労中の見守り	161	60.1%
職場関係者とのコミュニケーション	102	38.1%
呼吸器などの装置調整	73	27.2%
その他	33	12.3%
わからない	5	1.9%
不詳	2	0.7%

(*1)仕事に使用するPCの立ち上げ、補助具の準備等

(*2)本人が使用するデスク等の周辺整理、エアコンの室温管理等

③その他の回答

「その他」と回答し、自由記載欄に回答された内容について下記に列挙する。

(すべての場面)

- ・ A L S 患者は、常に身体面やコミュニケーションのとり方など全てにおいて介助、見守りを必要とする
- ・ すべての状況において必要
- ・ 重度なので仕事してようが、何しようが介護は常に必要
- ・ 全て
- ・ 出張時の、業務、日常生活全般。「海外含む」
- ・ 24時間重度訪問介護利用者なのですべての介護

(生活における支援)

- ・ 自宅を出る前の出勤準備→着替え、荷物の準備、2人体制での車椅子への移乗等
- ・ 食事の準備
- ・ 吸引等のケア
- ・ ミニトラックの吸引の補助
- ・ 排泄介助、通訳、休憩場所、移乗（車、ベッド、車イス、イス）、文字盤
- ・ トイレでの補助
- ・ 痰吸引、汗を拭く、鼻を拭く等
- ・ 痰吸引
- ・ オムツを利用しているため交換が必要
- ・ 吸引等 食事については胃ろう注入
- ・ 尿もれ時の更衣介助
- ・ 喀痰吸引
- ・ 着衣の脱着
- ・ 自動車の乗車介助
- ・ 就業時間外の食事会、交流会、のみ会等の参加についての介助
- ・ 自宅からの送り出し、迎え入れ

(業務における支援)

- ・ 書類等の確認の補助…見やすい位置・高さにセッティング・コピーや代筆など
- ・ メモとり
- ・ P C の立ち上げ、補助具の準備、エアコンの室温管理
- ・ 出張時、パソコン操作、資料の確認

(移動における支援)

- ・ 職場の外へ営業に行く時の全ての介助
- ・ 出張時の介助、外まわりの介助等

(その他の支援)

- ・ 災害や停電時の呼吸器や吸引器への対応。
- ・ 精神的負担への対処
- ・ 記録、読みあげの介助
- ・ 会話のコミュニケーション（聞き取り）
- ・ 仕事に必要な荷物を持ってもらう

3. 調査結果のまとめ

本アンケート調査は、重度訪問介護利用者の就労の実態を把握することを目的として実施し、下記が明らかになった。

重度訪問介護利用者の就労率

本アンケート調査における重度訪問介護利用者の就労率は 6.7%であり、就労者の障害支援区分の比率は、障害支援区分 4 が 5.3%、障害支援区分 5 が 14.6%、障害支援区分 6 が 76.5%であった。

この就労者の就労支援区分の比率には、全体の利用者の障害支援区分の比率との間に類似性が見られた。この結果は、支援の必要性の高い、低いにかかわらず、重度訪問介護利用者が就労していると言える。

就業形態では、通勤（企業等で雇用）が最も多く就労者全体の 41.5%であり、次いで在宅（自営・請負等）が 16.4%、在宅（企業等で雇用）が 13.6%の順に回答が多く、重度訪問介護利用者の就労形態として在宅就労の形態が多いことが明らかになった。

これらのことは、近年の ICT 技術の発達によって、在宅就労が重度訪問介護利用者の就労の大きな選択肢となっていることを示唆している。

重度訪問介護利用者の就労希望率

本アンケート調査における就労希望率は 5.5%であった。現状、重度訪問介護サービスは就労中に利用することができないが、重度訪問介護サービスの利用が就労中に可能となることによって、重度訪問介護利用者の就労が促進される可能性を示唆している。また就労中に必要な支援としては、生活介助に関するものとして「トイレの利用（80.2%）」、「食事（75.4%）」、「給水（66.5%）」、移動介助に関するもの「通勤中の移動（85.1%）」、「職場内の移動（65.3%）」、就労介助に関する者として「仕事に必要な機器の使用(70.5%)」、「執務環境整備(61.2%)」が主に必要な介助として挙げられた。

本アンケート調査における比率の有効性

厚生労働省が発表した重度訪問介護利用者に関するデータ（平成 31 年 2 月国保連データ）と本アンケート調査において得られた回答と比較したところ、障害支援区分の比率については類似性が見られた。今回の調査が全国にある重度訪問介護事業者を対象としたもので

あり、実際に全国から回答があったこと、また障害支援区分の比率において前述の厚生労働省のデータとの類似性が認められたことから、本調査対象となった集団から得られた比率に関する結果は信頼度が高いと考える。そのため、本調査においては、比率を有効回答とし、人数については参考値として取り扱うこととする

重度訪問介護利用者の障害支援区分比率の比較

障害支援区分	本調査	国保連データ 平成 31 年 2 月
4	4.2%	3.5%
5	11.2%	13.0%
6	81.5%	83.5%
不詳	3.1%	0.05%

速報値との差異

本調査では 11 月 7 日までに投函された 2,898 の回答のうち、2,636 事業所について集計を行い、速報値を算出したが、本報告書での集計値との間に差異が生じた。

最終報告書と速報値の比較

	就労率	就労希望率	集計事業所数
速報値	6.0 %	5.4 %	2,636 事業所
最終集計値	6.7 %	5.5 %	3,032 事業所

令和元年 12 月に厚生労働省社会保障審議会障害者部会において公表された速報値と差異が生じた理由は、速報値時点で回収されていた有効回答の精査や、速報値公表後の有効回答の増加によるものである。

第3章 就労している重度訪問介護利用者に対する質的調査

重度訪問介護利用者の就労時の支援の実態について把握することを目的としてタイムスタディ調査を実施した。

1. 調査概要

1-1. 目的

下記の項目の把握を目的としてタイムスタディ調査を実施した。

- ・ 重度訪問介護を利用している就労者の基礎データの把握
- ・ 就労時の支援の実態の把握（実際に行われている支援の種類・回数・時間等）
- ・ 就労時に生じている困難の把握

1-2. 調査方法と調査対象の選定

1-2-1. 調査方法

調査員2名で就労現場に行き、以下の調査を実施した。

- ・ 就労現場の対象者の行動、会話記述
- ・ 就労現場のビデオカメラによる撮影
- ・ 対象者の就労前もしくは後のヒアリング
- ・ 就労時の就労時および必要な介護の内容および時間の計測

1-2-2. 調査対象の選定

一次調査において就労者「あり」、訪問による追加調査「可」と回答えた事業者および、委員会から推薦された事業者の紹介から、就労形態、障害状況に偏りが出ないように協力者を選定した。

1-2-3. 倫理的配慮

二次調査時における調査協力者の自由意志尊重の順守、プライバシーの保護に関しては「一般社団法人コ・イノベーション研究所 倫理要綱」に基づいて倫理的配慮をおこなった。調査の開始に先立ち、調査対象者の自由意思の尊重（調査に同意した後も調査対象者の自由意志で調査の中止や調査データ公開の差し止めができること等）、プライバシーの保護に関して、調査者から調査対象者へ事前に文書（「調査協力依頼および概要書」）を用意し口頭で説明を行った。文書の内容を共に確認し、その内容を調査対象者が理解した上で「同意書」への署名を行った。調査については「同意書」への署名後に実施した。

2. 主な調査結果

令和2年2月19日から3月24日に掛けて8件の対象者にヒアリング及びタイムスタディ調査を行った。

調査対象者① 東海地方 Aさん（女性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	頸椎損傷（C5 不全） 車いす利用
障害支援区分・類型	区分 6
重度訪問介護支給決定時間	240 時間
所定労働時間（週）	35 時間 （1 日 7 時間：9 時～12 時、13 時～17 時）
業種	福祉事業所
業務内容	福祉事業所の管理業務
雇用条件・雇用管理等	法人役員として勤務
収入	300 万円～400 万円 （役員報酬・障害年金）
通勤の形態・費用	自宅に事務所がある 事務所までの移動は家族介助
外勤の形態・費用	法人の車で移動 同行する職員が移動の介助を行う
通勤後から始業までの介助	デスクへの移動 PC のセッティング（電源 ON）
その他特記事項	就労時間中は職場介助員制度を利用 就労中の生活介助は職場同僚が実施 昼休憩時間中に重度訪問介護を利用

・調査概要

10時から15時05分の5時間5分の調査を実施した。そのうち1時間はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は4時間05分の実施であった。4時間05分のうち、就労時間は3時間05分 休憩時間は1時間であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	職場介助者		職場同僚	
就労	就労介助※	移動介助	給水	姿勢調整
3:05	2:23	0:02	0:04（4回）	0:01（1回）

就労介助の例：通話用ヘッドセットの着脱、通話時のメモ、PC入力（データ作成）、業務に関連する SNS 送信のためのスマホ操作、事務作業（印刷、封筒準備等）

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者			重度訪問介護ヘルパー	
食事	トイレ	休憩	食事介助	トイレ介助
0:30	0:15	0:15	0:30	0:15

就労中は、職場介助者が就労介助を実施し、給水などの生活介助は職場同僚が実施していた。自宅に職場が設置されており、職場までの移動及び昼食の調理については家族が実施していた。職場介助者が利用できる期間には制限があることや、重度訪問介護サービスが利用できることによって就労中の就労に関わる介助及び生活に関わる介助の双方が受けられることになることから、就労中における重度訪問介護サービスの利用について強く希望があった。その際、必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	職場内の移動 就労中の見守り 姿勢の調整 仕事に必要な機器の使用（通話用ヘッドセットの着脱） 執務環境整備 トイレの利用（おむつ交換含む） 食事 給水 呼吸器などの装置調整 衣服の着脱 便失禁時の対応 支援機器の使い方の訓練
---------------	---

調査対象者② 東海地方 Bさん（男性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	頸椎損傷（C4 不全） 電動車いす利用
障害支援区分・類型	区分 6
重度訪問介護支給決定時間	499 時間
所定労働時間（週）	25 時間 （1 日 5 時間：11 時 30 分～17 時 30 分（昼休憩 1 時間））
業種	福祉事業所
業務内容	福祉事業所の事務（PC を使ったデータ入力、スケジュール作成、業務日誌作成等）
雇用条件・雇用管理等	パート職員（10 年勤務） （正職員は 1 日 8 時間勤務のため選択できない）
収入	200 万円～300 万円 （賃金・障害年金）
通勤の形態・費用	始業時は法人の車で送迎 終業時は介護タクシー利用（差額は自費） ※法人からは規定の交通費（30 円/km）のみ支給
外勤の形態・費用	同行する職員が移動の介助を行う
通勤後から始業までの介助	上着を脱ぐ 通夜用ヘッドセット装着 エプロン（よだれ防止）装着 入力支援機器のセッティング
その他特記事項	昼休憩時の生活介助は職場同僚が実施

・調査概要

12 時から 17 時 31 分の 5 時間 31 分の調査を実施した。そのうち 44 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 4 時間 47 分の実施であった。4 時間 47 分のうち、就労時間は 3 時間 47 分 休憩時間は 1 時間であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	職場同僚		
就労	就労環境整備※	給水	姿勢調整
3:05	0:05	0:05（5回）	0:02（2回）

就労環境整備（退社時）：エプロンを外す、通話用ヘッドセットを外す、PC 入力支援機器洗浄、机の整頓

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者		重度訪問介護ヘルパー	
休憩	食事	調理介助	食事介助
0:35	0:25	0:25	0:05

就労中の給水などの支援は職場同僚により行われていたが、PC 入力支援機器等の利用により、就労中の職場同僚による就労に関する支援は、始業時と終業時の職場環境整備のみであった。しかし、就労中には（１）咳き込んでから給水の支援要請を行う、（２）肩回りを動かす行為を繰り返すなどの行動が多くみられたため、ヒアリング時に確認したところ、職場同僚に気を使ってしまい、支援要請を我慢している状況があることがわかった。また、現在職場同僚から就労に関する支援が最小限となるような環境設定をしているが、そのためにできる業務の範囲が限定されており、重度訪問介護サービスが就労中に使えることにより、外勤等の可能性も含め、できる業務が増加するため、就労中における重度訪問介護サービスの利用については強く希望があった。実施できるその際、必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	通勤中の移動 職場内の移動 就労中の見守り 姿勢の調整 仕事に必要な機器の使用（口で操作する入力支援機器が落下した際に拾う等） トイレの利用 食事 給水 衣服の着脱 低血糖への対応 除圧（昼休みに横になる等・姿勢調整の一環）
---------------	---

調査対象者③ 関東地方 Cさん（男性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	頸椎損傷（C4 不全） 電動車いす利用
障害支援区分・類型	区分 6
重度訪問介護支給決定時間	300 時間
所定労働時間（週）	約 35 時間 （1 日約 7 時間：10 時～18 時（昼休憩 1 時間））
業種	IT
業務内容	プログラミング・顧客対応・法人運營業務全般
雇用条件・雇用管理等	法人役員
収入	500 万円～600 万円 （役員報酬・障害年金）
通勤の形態・費用	電動車いすで通勤（自宅から 10 分以内）
外勤の形態・費用	同行する職員が移動の介助を行う
通勤後から始業までの介助	段差介助（事務所が入居しているビル入り口に段差） エレベーター介助（車いす対応ではないため） 段差介助（事務所入り口に段差） 上着を脱ぐ 靴を履き替える 作業環境のセッティング （スマートフォンを所定の位置に置く、PC の電源 ON）
その他特記事項	就労中の生活介助（給水）は職場同僚が実施 昼休憩時は重度訪問介護利用（食事・トイレ）

・調査概要

10 時 20 分から 17 時 10 分の 6 時間 50 分の調査を実施した。そのうち 32 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 6 時間 18 分の実施であった。6 時間 18 分のうち、就労時間は 5 時間 18 分 休憩時間は 1 時間であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	職場同僚			
就労	移動介助※1	衣服着脱	就労環境整備※2	給水
5:18	0:03	0:02 (2回)	0:01 (1回)	0:01 (1回)

※1 移動介助：建物前の段差、エレベーター、事務所入り口の段差の介助

※2 就労環境整備（退社時）：PC 電源、スマホを所定位置に設置

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者			重度訪問介護ヘルパー		
休憩	食事	トイレ	食事介助	トイレ介助	給水
0:35	0:30	0:08	0:30	0:08	0:01

PC 入力支援機器等の利用により、就労中の職場同僚による就労に関する支援は、事務所への移動支援及び衣服の着脱及び始業時、終業時の職場環境整備のみであった。就労中に重度訪問介護サービスが利用できないことから、通勤等への不安があること、就労中の生活に関する支援を職場同僚に気を使ってしまい、要請がなかなかできないこと等の課題があり、就労中における重度訪問介護サービスの利用については強く希望があった。実施できるその際、必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	通勤中の移動 職場内の移動 就労中の見守り 姿勢の調整 仕事に必要な機器の使用 トイレの利用 食事 給水 衣服の着脱 除圧（昼食時の姿勢調整）
---------------	---

調査対象者④ 関東地方 Dさん（女性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	筋ジストロフィー 電動車いす利用
障害支援区分・類型	区分 5
重度訪問介護支給決定時間	160 時間
所定労働時間（週）	約 16 時間 在宅勤務：週 2 回（10:00~17:00） 出社：週 1 回（11:00~16:00） 休憩 1 時間
業種	福祉事業所
業務内容	総務、経理事務
雇用条件・雇用管理等	パート
収入	250 万円~300 万円（報酬・障害年金）
通勤の形態・費用	電車、電動車いすで通勤（自宅から 10 分以内） 最寄駅までは職場同僚が迎えに行く
外勤の形態・費用	なし
通勤後から始業までの介助	段差介助（事務所が入居しているビル入り口に段差） エレベーター介助（車いす対応ではないため） 段差介助（事務所入り口に段差） 上着を脱ぐ 靴を履き替える 作業環境のセッティング メガネの装着 PC の電源 ON
その他特記事項	就労中の生活介助（給水）は職場同僚が実施 昼休憩時も職場同僚がサポート（食事・トイレ）

・調査概要

10 時 45 分から 16 時 20 分の 5 時間 35 分の調査を実施した。そのうち 34 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 5 時間 1 分の実施であった。5 時間 1 分のうち、就労時間は 4 時間 1 分 休憩時間は 1 時間であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	職場同僚			
就労	移動介助※1	衣服着脱	就労環境整備※2	給水
4:01	0:20	0:04 (2 回)	0:01 (1 回)	0:01 (3 回)

※1 移動介助：駅から職場までの移動、エレベーター、事務所入り口の段差の介助

※2 就労環境整備（退社時）：PC 電源、スマホを所定位置に設置

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者		職場同僚	
食事	休憩	食事介助	調理介助
0:30	0:22	0:30	0:05

就労中は、職場同僚が就労介助と生活介助を実施していた。右手の指のみ動かすことで、一般のマウスを使用して PC の入力作業を行っている。出社時は入力作業より、同僚と顔を合わせて確認作業することが中心である。進行性の障害のため、以前できていたことができなくなってきている。基本的に外で仕事がしたいが、通勤やトイレの問題で、時間や回数が限られてしまっている。就労中における重度訪問介護サービスの利用に関しては、制度上利用が可能となれば、どんどん活用していきたい。同僚はよくしてくれるが、遠慮があるという。必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	通勤中の移動 職場内の移動 就労中の見守り 書類の取り出し 文章の代筆 姿勢の調整 トイレの利用（今の職場では難しい） 食事 給水 衣服の着脱 メガネの装着 リップクリームの塗布
---------------	--

調査対象者⑤ 関東地方 Eさん（男性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	頸椎損傷 電動車いす利用
障害支援区分・類型	区分 6
重度訪問介護支給決定時間	300 時間
所定労働時間（週）	約 40 時間（週 5 日、1 日約 7 時間：10 時～18 時（昼休憩 1 時間）、残業もする） 経営者なので、公私の区別が難しい。体調が悪い時は自宅で作業している。職場に来るのは午後からが多い。
業種	福祉事業所
業務内容	経営業務全般、書類作成、パソコン入力。
雇用条件・雇用管理等	法人役員
収入	400 万円～500 万円 （役員報酬・障害年金）
通勤の形態・費用	車で通勤・職員が同行
外勤の形態・費用	同行する職員が移動の介助を行う
通勤後から始業までの介助	職場までの移動 上着を脱ぐ 作業環境のセッティング
その他特記事項	就労時間中は職場介助と生活介助は、専任の職場介助者を雇用して任せている。

・調査概要

14 時 00 分から 15 時 37 分の 1 時間 37 分の調査を実施した。そのうち 1 時間 21 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 16 分の実施であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りであった。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	職場介助者		
就労	就労介助	移動介助	給水
0:16	0:14	0:01	0:01（1回）

対象者本人の体調が悪くなく、新型コロナの影響を気にされて、予定よりかなり短縮したタイムスタディ調査となってしまった。本人は経営者でもあり、関心がある調査ということで、ほとんどがヒアリングの時間となってしまった。自分は経営者でもあり、専任の職場介助者を、社員として雇用しているが、就労中における重度訪問介護サービスの利用できるのであれば、やはり助かる。職場介助員制度は、自分には利用しにくいと感じている。必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	通勤中の移動（車） 職場内の移動 執務環境整備 就労中の見守り 姿勢の調整 代筆 名刺交換 書類(ファイル)の出し入れ トイレの利用 食事 給水 衣服の着脱 除圧（ストレッチ） 便失禁時の対応
---------------	---

調査対象者⑥ 四国地方 Fさん（男性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	頸椎損傷（C5） 車いす利用
障害支援区分・類型	区分 5
重度訪問介護支給決定時間	300 時間
所定労働時間（週）	約 20 時間 （1 日約 4 時間：11 時～16 時（昼休憩 1 時間））
業種	IT
業務内容	ホームページの検査（品質管理）
雇用条件・雇用管理等	業務委託
収入	230 万円～250 万円 （業務委託・障害年金）
通勤の形態・費用	在宅勤務
外勤の形態・費用	なし
通勤後から始業までの介助	作業環境のセッティング
その他特記事項	就労中の生活介助（給水）は母親が実施 昼休憩時は重度訪問介護利用（食事・トイレ）

・調査概要

11 時 00 分から 16 時 30 分の 5 時間 30 分の調査を実施した。そのうち 30 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 5 時間の実施であった。5 時間のうち、就労時間は 4 時間、休憩時間は 1 時間であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	家族(母親)	
就労	給水	就労環境整備
4:00	0:01 (1回)	0:01 (2回)

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者		家族(母親)	
食事	休憩	調理介助	食事介助
0:30	0:30	0:15	0:05

調査当日は、ヘルパー不在の日で母親が介助サポートを行っていた。居間に介護用ベッドを設置、ベッド上でノートパソコンを使用している。排泄はチューブ&バルーンをベッド下に設置し、トイレの移動はあまりない。両手を使用することができ、キーボード入力、タッチパッド操作もスムーズに行うことができる。食事や給水も机に運んでもらえれば、介助は必要ない。3, 4年前から褥瘡が悪化して、自動車通勤していたが、在宅で仕事をするようになった。母親が高齢なので、あまり負担をかけたくない。業務中に介護サービスが利用できると助かる。必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	打ち合わせなどの外出時の移動 就労中の見守り 姿勢の調整 トイレの利用 食事 給水 除圧 衣服の着脱 体位変換
---------------	---

調査対象者⑦ 関東地方 Gさん（女性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	筋ジストロフィー 電動車いす利用
障害支援区分・類型	区分 6
重度訪問介護支給決定時間	330 時間
所定労働時間（週）	約 20 時間（週 5 回、1 日約 4 時間：13 時 30 分～18 時 30 分、休憩 1 時間）
業種	IT
業務内容	ホームページ作成
雇用条件・雇用管理等	パート
収入	300 万円～350 万円 （報酬・障害年金）
通勤の形態・費用	在宅勤務
外勤の形態・費用	なし
通勤後から始業までの介助	作業環境のセッティング （PC の電源 ON、キーボード、マウスのセッティング）
その他特記事項	就労中の介助はヘルパーが実施。ヘルパーの費用は、対象者を専門にサポートするため会社負担。

・調査概要

13 時 15 分から 17 時 45 分の 4 時間 30 分の調査を実施した。そのうち 36 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 3 時間 54 分の実施であった。3 時間 54 分のうち、就労時間は 3 時間 24 分 休憩時間は 30 分であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	職場介助者			
	痰吸引※1	就労環境整備	呼吸器調整	給水
就労 3:24	0:10（1 回）	0:05（7 回）	0:04（2 回）	0:03（5 回）

※1 痰吸引は、セッティングから洗浄までの時間

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者		職場同僚	
トイレ	休憩	トイレ介助	掃除など
0:20	0:10	0:20	0:10

就労中は、会社負担で派遣されているヘルパーが介助している。当初は自費負担だったが、会社に相談したら対応してくれた。机に PC を設定して、車椅子に座って業務を行っている。机の上の手元は動かすことができるが、腕を伸ばす、位置を変えることが困難なため、水の補給や痰吸引があると、その都度 PC の片づけと、セッティングをヘルパーが行う。呼吸が上手くいかない時があり、呼吸器の調整や痰吸引を定期的に行う。換気扇の風の流れや、空調の温度の調整も、こまめにヘルパーに依頼していた。通勤は大変なので、在宅勤務がいい。会社がヘルパーの費用負担してくれる時間や、範囲が限定されており、もっと自由に介助がお願いできる公的支援があれば利用したい。必要な支援についてヒアリングを行ったところ、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	仕事に必要な機器の使用（PC の位置設定、入力支援機器の設置、プリンタ接続） 外出時のサポート 職場内の移動 書類や文房具の移動、セッティング 就労中の見守り 姿勢の調整 呼吸器などの装置調整 痰吸引 エアコン、換気扇の調整 トイレの利用 食事 給水
---------------	--

調査対象者⑧ 関東地方 Hさん（男性）

調査対象者の基礎データは以下の通りであった。

項目	詳細
障害状況	筋萎縮性側索硬化症（ALS）
障害支援区分・類型	区分 6・I 類型
重度訪問介護支給決定時間	485 時間
所定労働時間（週）	約 35 時間 （週 5 日、1 日約 7 時間：10 時～18 時）
業種	映像、ゲームソフト
業務内容	字幕作成、チェック
雇用条件・雇用管理等	正社員
収入	無回答
通勤の形態・費用	在宅勤務（グループホーム）
外勤の形態・費用	なし
通勤後から始業までの介助	作業環境のセッティング （PC の電源 ON、入力支援機器の設定） 姿勢、手の位置、足の位置の調整
その他特記事項	就労中の介助は、グループホーム職員の支援者が実施。 医療介護で 1 日 2 回、看護師が定期的に来る

・調査概要

8 時 50 分から 17 時 45 分の 8 時間 55 分の調査を実施した。そのうち 10 分は就労前準備、17 分はヒアリング調査であったため、タイムスタディ調査は 8 時間 38 分の実施であった。8 時間 38 分のうち、就労時間は 7 時間 28 分、休憩時間は 60 分であった。タイムスタディ調査の詳細は下記の通りである。

就労時間中の活動内容別所要時間 1

調査対象者	職場同僚					
就労	トイレ	痰吸引※	胃ろう（給水、食事）	パソコンの設置、撤収	その他点眼 歯磨き	姿勢調整
7:28	1:10 (4 回)	0:17 (5 回)	0:10 (4 回)	0:10 (11 回)	0:10 (2 回)	0:09 (5 回)

※痰吸引は、5 回のうち 2 回は看護師と共同で介助

就労時間中の活動内容別所要時間 2

看護師			
体温、血圧測定	痰吸引※1	聴診	問診
0:10 (2回)	0:09 (2回)	0:08 (2回)	0:05 (2回)

※痰吸引は、看護師と共同で介助

休憩時間中の活動内容別所要時間

調査対象者	
休憩（睡眠）	休憩
0:40	0:20

グループホームに入居しており、就労中の介護は支援者により行われている。痰吸引、体位調整や、定期的な給水、トイレなど就労中の介護は、時間、回数ともに多くなっている。就労介護に関しては、入力作業を足先に特殊な装置を利用しておこなっているため、足元の位置や、パソコンの設置、撤収(片付け)が中心である。体勢が安定すると、パソコンの画面に集中して、字幕のチェック、校正を行っている。就労中は、2回看護師がきて、体温、血圧測定、痰吸引、聴診、問診を3, 40分かけて行っている。支援者や看護師とのコミュニケーションは、まばたきの回数、文字ボード、PC画面上のテキストもしくは、音声の読み上げにより行っている。必要な支援については、下記の項目が挙げられた。

就労時に必要な支援について	仕事に必要な機器の使用（PCの位置設定、入力支援機器の設置） 職場内の移動 就労中の見守り 姿勢の調整 手の位置、足の位置の調整 体位変換 呼吸器などの装置調整 痰吸引 体温、血圧の測定 文字ボードを使った会話補助 トイレ 食事、胃ろう 給水
---------------	---

3. 調査結果のまとめ

本調査事業により、重度訪問介護サービス利用者の就労の実態に関する基礎データを収集でき、就労中に必要な支援について項目の抽出ができた。

本調査においては、調査対象者⑥、⑦および⑧が在宅就業者であった。タイムスタディ及びヒアリング調査を通して、就労中に介助サービスが使えないことにより、就労時間の制限や、支援者としての家族の拘束、実施できる業務の制限、生活支援を我慢しているなどの課題が生じていることが示唆された。調査対象者⑥の場合は、就労中の介助は雇用主により負担されていたが、予算の都合により、介助を受けられる時間が限定され、就労時間や業務に制限が生じていた。

調査対象者の課題の例

調査対象者	就労中の介助負担	課題
F さん	家族（母親）	介助者が後期高齢者
G さん	雇用主	介助の時間や範囲に制限
H さん	グループホームの支援者	常時介助が受けられない

本調査においては、調査対象者①、②、③、④および⑤が、通勤等で自宅外就労していた。タイムスタディ及びヒアリングの調査を通して、就労中に必要な支援（就労に関する支援及び生活に関する支援）が職場同僚などの協力により、賄われている状況がわかった。今回の調査対象者には、法人代表を含む法人役員が複数いたが、職場同僚の協力により、支援が行われている場合においても、気を使ってしまうなどの要因により、例えば A さん、B さん、C さんにおいては、医師から定量の水分補給を指示されているにもかかわらず、同僚に配慮して十分な給水の回数が確保できないなど、結果として必要な支援を受けられていないなどの課題があることがわかった。

重度になればなるほど障害者にとって介助者（ヘルパー）は特別な存在で、自分のことを理解してくれる人をお願いしたい。就労中の支援を同じ人に頼めると、安心して仕事に集中できるし効率もいいと話す対象者が複数いた。

調査対象者の就労に必要な設備は、主にパソコンおよびその周辺機器を中心とした IT 環境であった。パソコンに向かい合っている時間は、業務に集中して、介助を必要とする場面は、総じて少なかった。

在宅・通勤といった就業形態にかかわらず、本調査における全ての調査対象者が、業務が制限されている状況の解消等を理由に、就労中における重度訪問介護サービスの利用を希望していた。一次調査において、就労者の障害支援区分から支援の必要性の高い、低いに関わらず、重度訪問介護利用者が就労していることや就労希望率が5.5%であったことと合わせて重度訪問介護サービス利用者が、働く力がありながら十分に働けていない状況が示されているのではないかと考える。

調査について

本調査事業の二次調査においては、重度訪問介護利用者の就労の実態について把握することが目的であったが、職場や自宅に訪問して調査を行う了承を得ることが難しかった。そのため、就労先が重度訪問介護事業所であったり、調査対象者が法人役員であったりするなど、現地での調査に理解が得られやすいケースが結果として調査対象として選定された。

検討委員からも「在宅就業は、できる時間に仕事をする請負仕事が多く、調査対象者⑥の方のような就労形態になりがちで収入が低く、生計を立てるまで仕事をするのが難しい」ことが指摘されており、今回の調査対象者では、そういった事例の調査を行うことが結果として難しかった。これについては今後の調査を実施する際の課題である。

4. 検討委員からのコメント

重度障害者の在宅就業に関する調査研究の背景と経過、今後の期待

日本社会事業大学
准教授 曾根直樹

障害者基本法の基本理念で定められている通り、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害者雇用について、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）以下、「障害者雇用促進法」という。）」により障害者雇用率制度等が設けられている。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）で提供されている就労移行支援等、障害福祉サービスとして障害者の就労を支援する施策が行われ、労働施策と福祉施策との連携により、障害者の就労が進められてきている。

また、近年の ICT 技術の発達や、在宅就労等の働き方の多様化などを背景に、重度障害者の就労環境が整備されてきている。

一方、就業中に介助が必要な障害者への対応は、労働施策としては、障害者雇用納付金制度に基づく障害者介助等助成金が設けられているが、助成月額や補助率、助成期間等の課題から、平成 30 年度支給実績は 5.7 億円（4,291 件）と、活用は限定的となっている。福祉施策としては、常時介護が必要な障害者に対して、居宅における介護等、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を総合的に行う重度訪問介護が行われているが、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除くとされており、就業中の介助は対象外となっている。

このような状況から、職場や通勤中における介助の課題を解決することは、障害者がより働きやすい社会を目指すために、重要な課題となっている。

平成 30 年地方分権改革に関する提案において、市単独で重度障害者の在宅における就業中の介助について補助制度を創設したさいたま市から、「常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める」とする「重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和」について提案が行われた。

これに対して、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」の中で、「重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが閣議決定された。

さらに、障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対して、衆参両院の厚生労働委員会で「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため」「通勤に係る障害者への支援や、職場における支援の在り方等の検討を開始すること」が付帯決議された。

加えて、令和元年7月の参議院選挙において当選を果たした重度障害のある二人の国会議員の誕生により、国会議員活動中の介助の在り方が大きな注目を集め、重度障害者の就業中の介助の検討が加速された要因となった。

これらの状況を踏まえ、令和元年12月に、厚生労働省から、障害者介助等助成金の拡充や、地域生活支援事業に基づき、重度障害者の通勤や職場における介助に対して地方自治体が重ねて支援を行うというメニューの追加等の措置を行う方針が示された。

本調査研究では、量的調査により、重度訪問介護利用者の就労者及び就労希望者の実態を把握することができ、今後の制度設計の検討材料を示すことができた。また、在宅就労をしている重度障害者の質的調査においては、件数は少ないながら、必要とされている介助内容について、今後につながる基礎的な実態を示すことができた。

本調査研究の検討委員には、障害者福祉サービス利用者で就労している委員や、在宅就労している全身性障害者を支援している事業所を運営している委員、長く重度障害者の就労支援に関わってきた委員などに参画していただき、個々の障害者の思いに基づく貴重な示唆をいただきながら事業を進めることができた。

この成果は、重度障害者の就労支援に向けた第一歩に過ぎず、今後、さらに障害者の就労支援を充実し、就労の希望を実現するための環境が整備されることが期待される。

障害者基本法の基本理念である、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するために、障害者の就労支援に関する取組みが、さらに進むことを願っている。

重度身体障害者への在宅就労支援の在り方に対する意見

社会福祉法人りべるたす

理事長 伊藤佳世子

私からは、重度身体障害者の在宅就労支援の在り方について述べます。在宅勤務の形態を採用している企業では、在宅就業中の重度身体障害者が、機密事項や個人情報を取り扱う場合があるため、同じ部屋に介助者を入れる時には画面を消す（閉じる）よう約束した上で、雇用しているとの話を伺っている。そのため、一定程度まとまった時間、介助者が傍にいらなくても仕事ができるような環境を調整する必要性があると考えます。また、喀痰吸引や水分補給などの短い時間のケアについては、合理的配慮として勤務時間中の離席と同等の取り扱いとしていることも分かった。環境調整により、まとまった時間にトイレ介助や食事介助を行い、あとは合理的配慮の中で行う短時間のケア体制が整えば、重度身体障害のある方でも在宅就労は可能であることは実践されている。

重度身体障害者が就労するためには、いくつかの環境調整が必要となるが、例えば、

- ・ 無理なく働けるための ICT の活用
- ・ 就業中の姿勢やシーティングの事前調整
- ・ ケアを一定の時間にまとめられるための医療的な工夫

（例：就労ができるようにするための服薬調整や人工呼吸器の調整等）

- ・ ケアを受ける制度面の調整。

等が挙げられる。

また、「生活するためのサービスの調整」と「まとまった就業時間を確保するための調整」の双方を理解して、コーディネートを行う必要があると考えます。

過去に、国公立のリハビリテーション病院等が、脊髄損傷者等に対して就労に向けた訓練や環境を調整をしてきた歴史があり、その際、リハビリテーション病院等の内部の多職種（リハ専門職、リハ工学、職業指導員等）の機能を生かして実施してきた。しかしながら、今は診療報酬改定の影響もあり、就労を目的とした長期入院ができなくなってきた。

今後は、在宅において多法人の多職種が連携しながら、在宅就労のための様々な調整を行わなくてはならない時代となったのである。重度身体障害者の在宅就労を可能にするためには、医療、福祉・介護、就労先の企業の連携と、それをコーディネートする役割が重要となってきたと思われる。

これまで就労が難しいと思われてきた重度身体障害者も、上の環境が整えられれば就労は

可能という認識を周囲がもち、支援体制が整えば十分就労は可能と思われるので、そういった制度が整うことを望みます。

共生社会の実現に向けて

柏市役所 保健福祉部
次長兼障害福祉課長 小川正洋

共生社会の実現に向け、障害があっても多様な就労の機会が得られ、社会参加が促進されることが望まれる。社会における障害理解、障害者雇用の拡大といった課題に対しても、様々な障害福祉施策を実施する中で重要な柱の一つとして捉え、日々行政の現場で葛藤している。当調査に関わらせていただき、地方自治体における障害保健福祉行政の立ち位置から考えてみたい。

人口約40万人の本市において障害福祉に係る歳出額は約100億円に達し、直近5年間で約30億円増加し、市一般会計予算の凡そ13分の1を占めるに至っている。内訳は障害福祉サービスに係る給付費が太宗を占めていることから、今後も人口が伸びるに連れ給付費が伸びていくことが予想される。

高齢化が進む中で扶助費の増加は頭の痛い課題である。地方自治体はそれぞれ生き残りを賭けて事業の取捨選択を含めて厳しい態度で臨んでいる。行政の現場で当事者と向き合い、声を聴いている者としては、障害者の自己実現を支援したいという公務員としての思いが強い一方で、常に予算の制約があるため、様々なニーズに対応する事業の実施に当たっては効果的な施策を常に模索しなければならない。

さて、今回の調査において重度訪問介護を利用している方のうち、就労している方が6.7%、就労を希望する方が5.5%いることがわかった。およそ1割の利用者が働くことを通じた社会参加を望んでいる。今後、医療の進歩により重度障害者は増えるであろうし、ICTの技術革新により活躍の場が広がることも期待される。重い障害があっても働くことを諦めない方々を技術と制度が社会へ押し出す力となると良い。

また、調査により一定の就労ニーズがあり支援が必要とされていることが何かが明らかにされたのは評価すべきである。就労中に必要な支援（就労に関する支援及び生活に関する支援）が職場や同僚等の協力により賄われている状況に置かれている。また、自分のことを理解してくれる介助者（ヘルパー）をお願いしたい、全て公的扶助でと思う方もいるという調査結果が出た。これは、逆の見方をすれば、ここに障害当事者が自らつくる心のバリアーがあり、職場の同僚等の協力が当たり前で、フラットな関係や障害理解が進んだ障害者雇用の実現を遠ざける結果になるのではないかと思う。

一方で、様々な潜在的なニーズにまで踏み込めなかったことが当調査の制約となったことは課題である。障害者雇用のプレイヤーである企業の取り組みや、障害者雇用制度の課題についても調査する等、より多角的な調査であっても良かったのではないかと思う。

就労支援施策においては、労働を通じて付加価値を生み出すことが必須であり、行政の役

割は側面支援に留まることから、常時公的支援による介助者（ヘルパー）ということより、制度設計においては、障害理解、社会貢献という観点からも企業の活躍を支援する方が効果的であろう。支援の検討に当たっては、公の役割を拡大するだけでなく、企業の活躍に期待して施策立案することが必要であり、様々な職場で心のバリアーがはずされ、障害理解と雇用促進が同時に実現される、そんな共生社会になることを望んでいる。

障害があっても働き、社会の一員として普通の暮らしを続けたいと思う気持ち

新宿区社会福祉協議会 地域福祉部会委員

高橋秀子

委員会の一員として参加させていただき、ありがとうございました。

私事ですが、10代で疾病を発症し30代で障害者手帳の交付を受けました。現在は毎日、起床時と就寝時に介護保険と障害者福祉サービスを利用し、地域で暮らしています。今回は一市民として地域で普通の暮らしをして来た経験も踏まえ、実態を知って頂きたいと思いました。

私の場合は歩行困難の時代から電動車椅子を使用する現在に至るまで、手術入院やリハビリ、通院しながらも疾病と付き合いながら仕事を続けて来ました。地域での生活を可能したのは様々な制度を利用出来た事が最大の要因です。しかし仕事に関しては利用不可の為、様々な工夫をしながらも周りの方々にお願いする事は多々有りました。

今回の調査でも改めて確認出来たのですが、障害があっても働き、社会の一員として普通の暮らしを続けたいと思う気持ちはごく普通の欲求です。当たり前の事ですが、障害があっても、無くても、誰にでも公平に与えられているのは、一日が24時間だということです。この当たり前の時間の中で当たり前の生活をするには仕事中心であろうと特に重度の障害がある場合は他者の支援が必要不可欠です。誰にとっても有り得る疾病や事故、障害は他人事では有りません。

必要な支援を受け、それぞれが望む日々の生活が可能な制度は誰にとっても必要です。皆様のご理解の元、早急な対応をお願いします。

当調査研究への現場からの感想

社会福祉法人東京コロニー職能開発室
(東京都障害者 IT 地域支援センター)
堀込真理子

重い障害のある人の在宅就労、今でいうテレワークにこだわった支援を開始して 20 数年になる。IT 技術で働くための情報処理教育とその後の就労への後押しに携わり、現在 100 人を超える修了生がテレワーカーとして活躍している。彼らは、障害によって紙がめくれない、文字が書けない、計算（筆算）ができない等々、通勤だけでなく実務において圧倒的なハンディがある。が、自分仕様の技術の支えを体得した瞬間、本来の「働く力」が溢れ出す。そんな場面を長年見てきた。

「障害者権利条約」を持つ我が国においては、「働く力」を持つ人に、労働環境を調整して「働く権利」を保障するのは当たり前のこと。この度の調査のエンジンはここにあり、就労中に必要な支援は全力で支えていかなければならないということを、あらためて国民の皆さんに理解していただきたいと、強く思っている。

地方自治体の提案を皮切りに「労働中の福祉サービス」の公的検討がスタートしたが、実態は 10 年以上前から「在宅就労の阻害要因」の 1 つとして現場では大きな課題であった。私の法人では、単独あるいは志を同じくする地方の支援団体と協同し国に意見を出してきた。その陳情の場で「労働に介助をつけるには消費税 25%が必要」という話が出たのが 3 年前であることを思い起こせば、この度の雇用と福祉の連携策は著しい前進であり、当調査に関わらせていただいたことも大きな喜びだ。

ただ、スピード感を優先した調査であったため、一部の結果は十分なものではないとも感じている。例えば、重度訪問介護利用者の就労率は 6.7%、就労希望率は 5.5%とデータが出たことから、「ヘルパーを利用している就労者あるいは就労希望者は 11%」と報じられたが、現場からするとぴったりこない感があった。この調査は重度訪問介護事業所が回答者であるため、そもそもサービスを提供している利用者がその時間に働いていることはあってはならない回答。実態はこの時点で出にくいと予想される。また、就労のためヘルパー利用が制限され、やむなく家族介護に頼って働いている事例などは、在宅就労を支援している地域の団体を調べれば、たちまちに多くのデータが出るであろう。

一方で、今回の調査の本丸でもある「就労時に必要な支援」の回答結果については、3 年前に全国 8 団体で緊急調査をした結果と近いことから、そうした実態は取れているのではないかと考えている。

国の支援の方向は検討半ばであるが、本年度はまさにそういうしくみづくりのスタート地

点。この先、より多くの方々が間違いなく労働のステージに上がって来られることを思うと、就労支援の現場の責任は重い。働くことを諦めない方々を技術と制度が社会へ押し出すのは、これからが本番と心得る。

参考資料

本報告書の参考資料として以下に下記を添付する。

参考資料① 「重度訪問介護利用者の就労に関する調査」調査票

参考資料② 重度訪問介護利用者の就労に関する調査 事業所記入要領

参考資料③ 調査協力依頼及び概要書

参考資料④ 同意書

「重度訪問介護利用者の就労に関する調査」調査票

(厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業)

<調査の目的>

- 本調査は重度訪問介護事業所を対象に、常時介護が必要な方の就労状況についてお伺いするものです。本調査の趣旨をご理解の上、調査にご協力いただきますよう何卒宜しくお願いいたします。

<ご回答にあたってのお願い>

- 本調査にお答えいただいた内容は、常時介護が必要な方の就労状況の実態を把握することを目的として集計・分析し、その内容は報告書として取りまとめられます。
- 本調査における個人情報の取り扱いにつきましては、下記の個人情報保護方針に則り厳重に管理いたします。

(個人情報の収集、利用及び提供) 個人情報の収集にあたっては収集目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって個人情報を収集し、収集目的の範囲内で個人情報を利用します。また、本人の同意のある場合及び法令で許容されている場合を除き、収集した個人情報を第三者に提供いたしません。

(個人情報の安全対策) 個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい、個人情報の不正アクセスなどを防止するため、委託先を含めた情報セキュリティ対策を確立し、確実に実施いたします。

(法令及び規範の遵守) 個人情報の取り扱いにおいて、当該個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を遵守いたします。

<調査表の回答期限>

- 本調査の添付された返信用封筒（切手不要）にて、令和元年11月7日（木）までに最寄りの郵便ポストに投函してください。

<調査実施主体・問い合わせ先>

一般社団法人コ・イノベーション研究所

連絡先住所 東京都墨田区両国2-9-5 TKF 第二会館三階

担当者名 橋本・毛利 電話番号 03-6659-5775 メール info@coil.or.jp

令和元年9月1日現在の状況について、以下のご質問にお答えください。

I 重度訪問介護事業所の概要について

問1 貴事業所の重度訪問介護の利用者数をお答えください。

利用者数	人
------	---

* (注) 複数の事業所から重度訪問介護のサービスを受けている利用者については、主たる事業所において利用者数に含めて記入してください。(従たる事業所は当該利用者を上記利用者数にカウントしないでください。)

問2 利用者の障害支援区分についてお答え下さい。あわせて、障害支援区分6の利用者については下記三類型についてもお答えください。

I 類型：四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遅延性意識障害等)

II 類型：最重度知的障害者(重症心身障害者)

III 類型：障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(強度行動障害のある者)

区分4	人						
区分5	人						
区分6	人	うち I 類型	人	うち II 類型	人	うち III 類型	人

II サービス利用者の就労状況について

問3 現在、重度訪問介護利用者で就労している方はいますか。当てはまる方に○をつけて下さい。
また就労*している方がいる場合は、人数をお答え下さい。

* (注) 「就労している」とは、

①通勤又は在宅により企業等で雇用されて働いている(ただし、就労継続支援A型事業所で雇用されている場合は除く。)

②自営や請負等により何らかの収入を得て働いている

いずれかの場合を指します。

就労している方が	
a	いる (人)
b	いない

問4 問3で就労している方が「いる」と回答した事業所にお伺いします。

就労している方の状況について、就労している方ごとに「障害支援区分」「三類型」「就労の形態」「障害状況」について、お答えください。障害状況については、当てはまる障害の状況すべてに○をつけてください。

*（注）複数の事業所で重度訪問介護を利用している方については、主たる事業所が記入をしてください。

*（注）三類型については、障害支援区分6の方のみ記入をしてください。

*（注）就労の形態については、①・②の両方の形態で働いている方は、両方の該当するアルファベットに○をつけてください。

*（注）障害状況について、重複障害がある方はそれぞれの欄に○をつけてください。

*（注）事業所で把握していない場合は、可能な範囲で記入してください。

*（注）記入欄が足りない場合は、コピーや手書き等で追記してください。

就労している利用者	障害支援区分	三類型	就労の形態		障害状況												
			①企業等で雇用されて働いている	②自営や請負等で働いている	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由（上肢）	肢体不自由（下肢）	脳病変運動機能障害	内部障害	知的障害	精神障害	難病等		
記入例	a 4 b 5 c 6	a I類型 b II類型 c III類型	a 通勤して企業等で働いている b 在宅で働いている	a 自宅外で働いている b 在宅で働いている					○	○							
週1日は通勤、週3日は在宅で働いている方（障害支援区分6、																	
A	a 4 b 5 c 6	a I類型 b II類型 c III類型	a 通勤して企業等で働いている b 在宅で働いている	a 自宅外で働いている b 在宅で働いている													
B	a 4 b 5 c 6	a I類型 b II類型 c III類型	a 通勤して企業等で働いている b 在宅で働いている	a 自宅外で働いている b 在宅で働いている													

就 労 し てい る 利 用 者	障害支 援区分	三類型	就労の形態		障害状況										
			①企業等で雇 用されて働い ている	②自営や請 負等で働い ている	視覚 障害	聴覚・ 平衡機 能障害	音声・ 言語機 能障害	そし ゃく 機能 障害	肢体 不自 由 （上 肢）	肢体 不自 由 （下 肢）	脳病 変運 動機 能障 害	内部 障害	知的 障害	精神障 害	難病等
C	a 4	I 類型 II 類型 III 類型	a 通勤して企 業等で働いて いる	a 自宅外で 働いている											
	b 5		b 在宅で働い ている	b 在宅で働 いている											
	c 6														
D	a 4	I 類型 II 類型 III 類型	a 通勤して企 業等で働いて いる	a 自宅外で 働いている											
	b 5		b 在宅で働い ている	b 在宅で働 いている											
	c 6														
E	a 4	I 類型 II 類型 III 類型	a 通勤して企 業等で働いて いる	a 自宅外で 働いている											
	b 5		b 在宅で働い ている	b 在宅で働 いている											
	c 6														
F	a 4	I 類型 II 類型 III 類型	a 通勤して企 業等で働いて いる	a 自宅外で 働いている											
	b 5		b 在宅で働い ている	b 在宅で働 いている											
	c 6														
G	a 4	I 類型 II 類型 III 類型	a 通勤して企 業等で働いて いる	a 自宅外で 働いている											
	b 5		b 在宅で働い ている	b 在宅で働 いている											
	c 6														
H	a 4	I 類型 II 類型 III 類型	a 通勤して企 業等で働いて いる	a 自宅外で 働いている											
	b 5		b 在宅で働い ている	b 在宅で働 いている											
	c 6														

問5 現在、重度訪問介護利用者で就労していない方のうち、通勤又は就労時間中に身体介護等の支援が得られれば就労したいと考えている方がいますか。（把握されている範囲で結構です。）

通勤又は就労時間中に身体介護等の支援が得られれば
就労したいと考えている方が

a いる (人)

b いない

問6 問5で「いる」と回答した事業所にお伺いします。その方が就労したと仮定した場合、どのような場面で支援が必要になると考えられますか。当てはまるものに○をつけて下さい。（複数回答可。把握されている範囲で結構です。）

「m その他」を選択された場合は、空欄に支援が必要な具体的な場面等を記載して下さい。

a 通勤中の移動 b 職場内の移動 c 就労中の見守り d 姿勢の調整 e 仕事に必要な機器の使用(*1)

f 執務環境整備(*2) g 職場関係者とのコミュニケーション h トイレの利用 i 食事 j 給水

k 呼吸器などの装置調整 l わからない

m その他 ()

(*1) 仕事に使用するPCの立ち上げ、補助具の準備等

(*2) 本人が使用するデスク等の周辺整理、エアコンの室温管理等

III その他

問7 本調査では就労状況等をより詳細にお伺いするためにヒアリングによる調査（令和元年12月～令和2年1月頃）を予定しています。ヒアリングにご協力いただける内容について、当てはまるものに○をつけて下さい。

a 訪問によるヒアリングが可能 b 電話によるヒアリングが可能

c メールや文書によるヒアリングが可能 d ヒアリングの協力不可能

最後に、差し支えなければ調査の参考とするため回答者欄のご記入をお願いいたします。問7でヒア

リングに協力いただけると回答いただいた事業所につきましては、必ずご記入をお願いいたします。

<回答者>

法人名			
事業所名			
回答者所属 (部署・役職)		(フリガナ) 回答者名	
住 所			
電話番号		指定を受けた 時期	(西暦) 年 月
F A X		メール	

調査は以上です。お忙しいところご協力いただき、有り難うございます。

重度訪問介護利用者の就労に関する調査 事業所記入要領

本調査について

- ① 本調査の調査対象は、平成 31 年 4 月 1 日時点で、重度訪問介護の指定を受けている事業所となります。(全数調査)
- ② 本調査票は令和元年 9 月 1 日現在の状況に基づき記入の上、同封された返信用封筒を用いて指定期日までにご郵送ください。
- ③ 重度訪問介護サービスの利用者に関する質問については、利用者にサービスを行っているヘルパーに確認するなど事業所が把握している範囲でご記入ください。
- ④ 本調査では、実人数について回答をしていただきます。

(例) R1.9.1～R1.9.30 の間に、利用者 A 様が 20 日、利用者 B 様が 10 日、利用者 C 様が 1 日利用した場合。

・実人数⇒利用者 A 様、B 様、C 様=3 人

記入時の留意事項について

- 重度訪問介護サービスの利用者がいない場合は問 1 に 0 人と回答いただき、他の質問については回答の必要はありません。差し支えなければ最終ページに事業所の情報を記載いただき、調査票をご提出ください。

問 1 重度訪問介護サービス利用者の数

- 実人数を記入してください。
- 複数の事業所から重度訪問介護のサービスを受けている利用者については、主たる事業所において利用者数に含めて記入してください。
- 主たる事業所とは、令和元年 8 月の利用契約時間数が一番多い事業所（当該月の利用契約時間数が同じ場合は過去の利用実績により判断）とします。
- 従たる事業所は当該利用者を利用者数にカウントしないでください。

問 2 重度訪問介護サービス利用者の障害支援区分について

- 実人数を記入してください。

障害支援区分 6 の利用者については、I 類型・II 類型・III 類型の実人数も合わせて記入してください。

類型		状態像
重度訪問介護の対象であって四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 <u>(I 類型)</u>	・筋ジストロフィー ・脊髄損傷・ALS ・遅延性意識障害 等
	最重度知的障害者 <u>(II 類型)</u>	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者 <u>(III 類型)</u>		・強度行動障害 等

- 区分 6 の「うち I 類型」「うち II 類型」「うち III 類型」に記入した人数の合計が区分 6 に記入した人数と一致しているか確認してください。
- 「区分 4」「区分 5」「区分 6」に記入した人数の合計が問 1 に記入した人数と一致しているか確認してください。

問 3 重度訪問介護サービス利用者の就労状況について

- 該当するものについてアルファベットに○をつけてください。
- 「a いる」を選択した場合は、事業所が把握している人数を記入してください。
- 「就労している」とは、下記のいずれかの場合を指します。
 - ① 通勤又は在宅により企業等で雇用されて働いている（ただし、就労継続支援 A 型事業所で雇用されている場合は除く。）
 - ② 自営や請負等により何らかの収入を得て働いている
- 複数の事業所から重度訪問介護のサービスを受けている利用者については、主たる事業所において記入してください。
- 主たる事業所とは、令和元年 8 月の利用契約時間数が一番多い事業所（当該月の利用契約時間数が同じ場合は過去の利用実績により判断）とします。

問 4 就労している重度訪問介護サービス利用者について

- 問 3 で「a いる」を選択した事業所のみ回答してください。
- 問 3 で記入した人数と一致するように、就労している方全員について記入してください。事業所で把握していない場合は、可能な範囲で記入してください。
- 複数の事業所から重度訪問介護のサービスを受けている利用者については、主たる事業所において記入してください。
- 主たる事業所とは、令和元年 8 月の利用契約時間数が一番多い事業所（当該月の利用契約時間数が同じ場合は過去の利用実績により判断）とします。

- 三類型については、障害支援区分6の方のみ記入をしてください。
- 就労の形態については、①・②の両方の形態で働いている方は、両方の該当するアルファベットに○をつけてください。
- 障害状況について、重複障害がある方はそれぞれの欄に○をつけてください。
- 障害状況の「難病等」は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの対象となる361疾病（令和元年7月1日時点）のことをいいます。
- 記入欄が足りない場合は、コピーや手書き等で追記してください。

問5 重度訪問介護利用者の就労意向について

- 該当するものについてアルファベットに○をつけてください。
- 「a いる」を選択した場合は、事業所が把握している人数を記入してください。
- この問は、重度訪問介護利用者のうち就労していない方に対する質問ですので、問1の利用者数から問3の就労者数を除いた人数以内となります。

問6 就労時に必要となる支援について

- 問5で「a いる」を選択した事業所のみ回答してください。
- 問5で回答された就労希望者が就労したと仮定した場合に必要な支援を選択肢a～lから選び、該当するアルファベットに○をつけてください。
- 複数該当する場合は、複数のアルファベットに○をつけてください。
- 選択肢a～l以外に必要な支援の場面がある場合は、「m その他」を選択し、空欄に支援が必要な具体的な場面等を記入してください。

問7 個別調査への協力について

- 本調査では、この調査票による調査実施後に、重度訪問介護利用者の就労状況等をより詳細にお伺いするために、利用者等に対するヒアリング等による調査を予定しています。ヒアリング等にご協力いただける内容について、当てはまるアルファベットに○をつけて下さい（a～cについて複数回答可）。
- ご協力いただける事業所に対しては、調査実施法人からおってご連絡を差し上げますので、具体的なヒアリング調査等の内容はその際に調整させていただきます。

重度訪問介護利用者の就労に関する調査

(厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業)

調査協力依頼および概要書

本調査は、「就労時に重度訪問介護利用」に関するプロジェクトです。調査参加にあたり、調査趣旨および調査の内容に関する下記の事項を事前にご確認のほどお願い申し上げます。

調査目的

本研究は、常時介護が必要な方の就労状況の実態を把握することを目的として実施します。

調査対象の選定理由

あなたは、重度訪問介護サービスを利用し、かつ就労しているため、調査対象として適切だと考えます。

調査参加にあたり想定される便益

あなた自身の経験を共有いただくことによって、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得ることが見込まれます。

研究参加にあたるリスク

この調査計画は、「一般社団法人コ・イノベーション研究所 倫理要綱」にもとづいて、策定されています。よって参加に伴い想定される重大なリスクはないと考えます。

調査参加の必要性

調査の参加は任意です。調査への参加をご承諾いただける場合は、調査趣旨および調査参加にあたる時間を理解した上で、同意書にご署名をお願いいたします。同意書には参加者番号が記載されています。

本研究で収集したあなたの調査データは、完全に匿名化されるまで、いつでも削除することができます。調査データは、2019（令和）元年度障害者総合福祉推進事業重度障害者の在宅就業に関する調査研究の報告書において発表する可能性があります。参加辞退およびデータの削除を希望される場合は、調査成果の公表期日までにお問い合わせください。参加辞退に関する問い合わせは、研究代表者および研究事務所までお知らせください。研究代表者が不在の場合は、研究事務所が迅速に対応いたします。参加辞退にあたって理由を尋ねることはなく、何ら不利益を受けることはありません。

参加決定後のスケジュール

調査への参加をご承諾いただいた場合、就労の実態の調査（観察・インタビューを含む）を実施します。実施は、あなたのご都合に合わせて行います。調査は、ビデオカメラ及び音声レコードを使用して記録する予定です（詳細は同意書に記載しております）。調査時間は、〇時間程度を予定しています。

データ保護と機密性

今回の調査で収集したすべての情報は、あなたのデータは、名前ではなく参加者番号によって管理されます。すべての映像データ、音声データは、レポートを作成した後に破棄いたします。また、あなたのデータは、本研究プロジェクトに参画する研究者のみが閲覧することができる情報として管理いたします。すべての電子データは、研究代表者によって、パスワードで保護されたパソコンで厳重に保存し、紙媒体の資料は、研究代表者のオフィスにて厳重管理いたします。

回収後の同意書および調査用紙は、切り離されて別々に保管されます。従って、データ漏洩に関するリスクは最小化した状態で保管いたします。

データ保護に関する権利

データ保護に関して、一般社団法人コ・イノベーション研究所が主たる管理者となります。被調査者も情報アクセス権を行使することができます。そのほか、情報の訂正、消去、異議申し立てなどをデータ保護に関する権利が確保されています。苦情や申し立を含むご質問やご要望等は、下記の研究事務局までお問い合わせください。

研究結果の公表

本研究の成果は、報告書等で公開される予定です。公表に際しては、あなたが協力者として明記されることに同意している場合以外は、すべて匿名化した状態で公開されます。

苦情・問い合わせ

研究に関して不都合が生じた場合は、研究代表者である一般社団法人コ・イノベーション研究所代表理事 橋本 大佑にお問い合わせください(hashimoto@coil.or.jp)。

問い合わせの際は、研究者の名前・研究プロジェクトに関する情報・問い合わせ内容の詳細をお知らせください。

研究事務局

一般社団法人コ・イノベーション研究所

〒130-0026 東京都墨田区両国 2-9-5 TKF 第二会館三階

TEL 03-6659-5775 FAX 03-6659-5650

E-mail info@coil.or.jp

同意書:

重度訪問介護利用者の就労に関する調査
(厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業)

本調査プロジェクト「重度訪問介護利用者の就労に関する調査」において、あなたを調査対象者として選定させていただきました。つきましては、事前に同封の「調査協力依頼および概要書」をご一読の上、参加の可否をご判断ください。

参加の可否決定に際して十分に時間を取ることを優先事項としますので、不明点や質問、要望がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

ご承諾いただける場合は、下記の同意事項を確認の上「はい」に○をつけ、ご署名をお願いいたします。

1	上記の調査プロジェクトへの参加に際して調査概要書の内容を理解し、また参加を検討する中で質問の機会も確保されていた。	はい	いいえ
2	参加は任意であり、調査概要書に記載された期間中いつでも研究代表者および研究事務局に問い合わせ、参加を撤回できることを理解した。	はい	いいえ
3	参加辞退に際して必要となる参加者番号（本紙左上に記載）を確認し、自身でも書き留め、控えた。	はい	いいえ
4	提供するすべての情報は安全に保管、機密情報として管理されることを理解した。	はい	いいえ
5	報告書などにおいて、匿名化した状態で調査データが公表することに同意する。	はい	いいえ
6	調査中の映像・音声レコードを許可する。	はい	いいえ
7	私は上記の研究に参加することに同意する。	はい	いいえ

本研究にご参加いただき、誠にありがとうございます。

あなたのご協力に感謝申し上げます。

参加者氏名	日付	署名
研究者氏名	日付	署名